

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和2年（2020年）9月23日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

## 1 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故26件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                 | 事故の概要   | 損害賠償の額   |
|----|--------------------------------|---|----------|
| 1  | 令和2年4月15日<br>札幌市東区<br>札幌興産株式会社 | 令和2年3月9日、札幌市厚別区厚別西5条6丁目において、本市の塵芥車と相手方の自動車 <sup>じんがい</sup> が接触し、当該自動車が損傷したもの  | 177,540円 |
| 2  | 令和2年4月15日<br>札幌市西区<br>東邦交通株式会社 | 令和2年3月25日、札幌市西区八軒1条西3丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車 <sup>じんがい</sup> が接触し、当該自動車が損傷したもの   | 201,182円 |
| 3  | 令和2年4月16日<br>札幌市西区<br>有限会社健昇   | 令和元年11月7日、札幌市南区南34条西10丁目において、国道から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車 <sup>じんがい</sup> が、当該国道の雨水 <sup>ます</sup> 桟と当該道路の接続部分に生じた段差により損傷したもの | 64,509円  |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方         | 事故の概要  | 損害賠償の額   |
|----|------------------------|--|----------|
| 4  | 令和2年5月3日<br>札幌市東区在住者   | 令和2年4月10日、札幌市東区丘珠町において、本市が管理する道路から保育園の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したものの | 12,210円  |
| 5  | 令和2年5月4日<br>札幌市南区在住者   | 令和2年4月9日、札幌市南区澄川6条13丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上に生じた段差により損傷したものの          | 7,755円   |
| 6  | 令和2年5月6日<br>札幌市北区在住者   | 令和2年4月6日、札幌市東区北49条東2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの              | 17,064円  |
| 7  | 令和2年5月15日<br>札幌市東区在住者  | 令和2年3月27日、札幌市東区中沼2条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上に生じた勾配により損傷したものの          | 158,060円 |
| 8  | 令和2年5月15日<br>札幌市南区在住者  | 令和2年3月29日、札幌市南区中ノ沢において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したものの       | 301,070円 |
| 9  | 令和2年5月29日<br>札幌市手稲区在住者 | 令和2年4月2日、札幌市手稲区新発寒5条4丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、体育館の外壁の落下により損傷したものの           | 180,431円 |
| 10 | 令和2年5月30日<br>札幌市南区在住者  | 令和2年5月15日、札幌市南区川沿1条5丁目において、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの | 157,691円 |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                   | 事故の概要  | 損害賠償の額   |
|----|----------------------------------|--|----------|
| 11 | 令和2年6月2日<br>札幌市豊平区<br>株式会社金谷ガラス  | 令和2年5月2日、札幌市白石区菊水元町4条3丁目において、本市が管理する道路に駐車中の相手方の自動車が、当該道路が陥没したことにより損傷したものの                      | 141,997円 |
| 12 | 令和2年6月5日<br>札幌市東区在住者             | 令和2年4月14日、札幌市白石区北郷において、本市の消防車両が駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したものの                                   | 412,200円 |
| 13 | 令和2年6月12日<br>札幌市豊平区在住者           | 令和2年5月6日、札幌市豊平区平岸7条12丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの                           | 3,674円   |
| 14 | 令和2年6月22日<br>札幌市北区<br>屯田西団地第二自治会 | 令和2年6月2日、札幌市北区屯田6条11丁目において、相手方が管理するごみステーションが、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したものの          | 60,500円  |
| 15 | 令和2年6月24日<br>札幌市手稲区在住者           | 令和2年5月1日、札幌市手稲区曙1条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、対向車を避けようとして歩道の縁石上を通過した際に、跳ね上がった当該縁石により損傷したものの | 202,461円 |
| 16 | 令和2年7月6日<br>札幌市白石区在住者            | 令和2年5月15日、札幌市白石区北郷6条3丁目において、本市が管理する道路から自宅の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路上に生じた勾配により損傷したものの             | 18,587円  |
| 17 | 令和2年7月7日<br>札幌市厚別区在住者            | 令和2年5月31日、札幌市厚別区厚別町山本において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの                             | 13,578円  |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                     | 事故の概要  | 損害賠償の額   |
|----|------------------------------------|--|----------|
| 18 | 令和2年7月7日<br>東京都墨田区在住者              | 令和2年6月9日、札幌市東区北10条東9丁目において、本市の消防隊員が、消防活動中に誤って相手方が所有するアパートの窓ガラスを損傷したもの                          | 42,900円  |
| 19 | 令和2年7月9日<br>札幌市東区<br>有限会社大東ステンレス工業 | 令和2年6月15日、札幌市東区丘珠町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、歩道から外れた縁石により損傷したもの                               | 28,947円  |
| 20 | 令和2年7月17日<br>札幌市東区在住者              | 令和2年6月17日、札幌市東区北24条東22丁目において、本市の職員がごみ収集作業後に相手方の自動車の脇の電柱に立てかけたごみステーション管理器材が倒れたことにより当該自動車を損傷したもの | 174,614円 |
| 21 | 令和2年7月22日<br>帯広市<br>株式会社花          | 令和元年12月14日、札幌市中央区双子山3丁目において、本市が管理する道路から民有地に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したもの          | 735,794円 |
| 22 | 令和2年7月25日<br>札幌市厚別区在住者             | 令和2年7月9日、札幌市厚別区厚別北3条3丁目において、自宅の駐車場から本市が管理する道路に入ろうとした相手方の自動車が、歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したもの            | 21,146円  |
| 23 | 令和2年7月27日<br>北広島市在住者               | 令和2年6月4日、札幌市中央区宮の森1条16丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の破損したグレーチングにより損傷したもの                  | 9,840円   |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                               | 事故の概要   | 損害賠償の額   |
|----|--|---|----------|
| 24 | 令和2年7月27日<br>千歳市在住者                          | 令和2年6月18日、札幌市中央区宮の森3条13丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上に生じた段差により損傷したものの          | 32,316円  |
| 25 | 令和2年8月2日<br>札幌市北区<br>株式会社ローソン<br>北海道エリアサポート部 | 令和2年5月20日、札幌市厚別区厚別東1条3丁目において、本市の美化パトロール車が、相手方が管理する駐車場の車止めに接触し、当該車止めが損傷したものの         | 182,380円 |
| 26 | 令和2年8月5日<br>札幌市中央区<br>大槻食材株式会社<br>札幌店        | 令和2年6月12日、札幌市中央区北4条西19丁目において、本市の塵芥車 <sup>じんがい</sup> が、停車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したものの | 260,843円 |

## 2 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故3件について、次のとおり和解する。

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方        | 事故の概要   | 和解の概要                     |
|----|-----------------------|---|---------------------------|
| 1  | 令和2年4月15日<br>石狩市在住者   | 令和元年10月21日、札幌市北区屯田7条4丁目において、本市の税務用のリース車と相手方の自動車が接触したものの             | 相手方は、本市に対して、28,465円を支払う。  |
| 2  | 令和2年4月15日<br>札幌市西区在住者 | 令和元年12月20日、札幌市西区発寒8条12丁目において、本市の税務用のリース車と相手方の自動車が接触したものの            | 相手方と本市は、それぞれ自らの損害を負担する。   |
| 3  | 令和2年6月12日<br>札幌市南区在住者 | 令和2年5月14日、札幌市豊平区平岸1条9丁目において、本市の塵芥車 <sup>じんがい</sup> と相手方の自動車が接触したものの | 相手方は、本市に対して、183,947円を支払う。 |